

	阪神水道企業団公報	令和7年10月15日(木)
		第396号
		毎月15日発行

目 次

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第4号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事施行手続)</p> <p>第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事(業務委託)起工書(以下「起工書」という。)に設計書(積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。)、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類(以下「設計書等」という。)を添付して工事所管課長による内容の審査を受けて総務部経営企画課長(以下「経営企画課長」という。)及び総務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事(改良工事を除く。以下同じ。)につ</p>	<p>(工事施行手続)</p> <p>第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事(業務委託)起工書(以下「起工書」という。)に設計書(積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。)、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類(以下「設計書等」という。)を添付して工事所管課長に送付し、内容の審査を受けて総務部経営企画課長(以下「経営企画課長」という。)及び総務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事(改良工事を除く。以下同じ。)につ</p>

<p>いては、工事所管課長による内容の審査を受けることを要しない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の設計書は、金額記入のものと金額を削除したものと2通を作成する。</p> <p>4 工事施行課長は、第1項の規定により当該工事の施行が決定したときは、設計書等を総務課長に送付しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、設計書等は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものでなければならない。ただし、総務課長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（工事の契約）</p> <p>第6条 総務課長は、前条第4項の規定による設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>については、起工書及び設計書等を工事所管課長へ送付して内容の審査を受けることを要しない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の設計書は、歩掛及び金額記入のものと歩掛及び金額を削除したものと2通を作成し、歩掛及び金額記入のものは、封書として添付しなければならない。</p> <p>4 工事施行課長は、第1項の規定により当該工事の施行が決定したときは、決裁を受けた起工書の写し（以下「起工書の写し」という。）及び設計書等を総務課長に送付しなければならない。</p> <p>（工事の契約）</p> <p>第6条 総務課長は、前条第4項の規定による起工書の写し及び設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。</p> <p>2 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行し、改正後の第5条第4項及び第6条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

阪神水道企業団管理規程第5号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月3日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格の認定)</p> <p>第22条 指名競争入札に参加しようとする者は、売却の場合を除き、指名競争入札参加資格の認定に関する申請書を<u>3年</u>に1回企業長の指定する日までに提出して、資格の認定を受けなければならぬ。<u>ただし、企業長が必要と認めるときは、随時申請書を提出することができる。この場合において、認定の有効期間は、当該申請書に記載された年度までとする。</u></p>	<p>(資格の認定)</p> <p>第22条 指名競争入札に参加しようとする者は、売却の場合を除き、指名競争入札参加資格の認定に関する申請書を<u>2年</u>に1回企業長の指定する日までに提出して、資格の認定を受けなければならぬ。</p>

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和7年10月3日から施行する。